

## 作業環境測定とは

- 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しなければならない（安衛法第65条第1項）。
- 安衛法第2条第4号において、作業環境測定は、「作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む）をいう。」と定義されている（安衛法第2条第4号）。
- 事業者は、安衛法第65条第1項により、**指定作業場（※）について**作業環境測定を行うとき（自社測定）は、**作業環境測定士にこれを実施させなければならない**（作環法第3条第1項）。  
なお、事業者は、**指定作業場について**自社測定を行うことができない場合は、**作業環境測定機関等に委託しなければならない**（作環法第3条第2項）。  
※安衛法第65条第1項の作業場のうち政令で定める作業場。
- 作業環境測定士となるには、以下の内容等を作業環境測定士名簿に登録を受けなければならない（作環法第7条及び作環則第6条第1項）。  
①作業環境測定士の種別、②個人サンプリング法の登録の有無、  
③第1種作業環境測定士の場合は、作業環境測定を行うことができる作業場の種類

## 作業環境測定士

### <第1種作業環境測定士>

- 指定作業場の作業環境測定に係るデザイン・サンプリング及び分析の**全ての業務を行うことができる**。
- ただし、指定作業場のうち登録された区分（※）内の有害物質に係る業務に限る（作環法第3条第1項）。※区分は「鉱物性粉じん」「放射性物質」「特定化学物質」「金属類」「有機溶剤」の5区分。

### <第2種作業環境測定士>

- デザイン・サンプリングの作業環境測定に係る業務を行うことができるが、**分析については、一部の測定（※）以外は行うことができない**（作環則第3条第1項第2号）。
- なお、第1種作業環境測定士のように区分がない。

※「デジタル粉じん計による粉じんの測定」、「検知管を用いた一定の有機溶剤または特定化学物質の測定」は行うことができる。

# 作業環境測定士制度の概要

## 作業環境測定士及び作業環境測定機関登録状況

### <作業環境測定士の登録人数>

	人数	粉じん	放射性物質	特定化学物質	金属類	有機溶剤
第1種作業環境測定士	18,785人	4,934人	4,166人	5,924人	2,852人	9,302人
第2種作業環境測定士	17,276人	—	—	—	—	—
合計	36,061人	4,934人	4,166人	5,924人	2,852人	9,302人

### <個人サンプリング法の実施の有無>

	有	無	合計
個人サンプリング法の実施の有無	1,662人	34,399人	36,061人

### <個人サンプリング法登録機関数等>

	個人サンプリング法登録機関数	個人サンプリング法未登録機関数	合計
作業環境測定機関	317機関	440機関	757機関

# 作業環境測定の実施状況（令和4年度第2回検討会資料の再掲）

## 事業報告書等について

- ・作業環境測定機関は都道府県労働局長又は厚生労働大臣に対して毎事業年度の事業報告書を提出しなければならない（作業環境測定法第34条第1項において準用する労働安全衛生法第50条第4項）。
- ・事業報告書の様式において、C・D測定に関する内容を追加する改正（※）を行うとともに、C・D測定の実績等を把握するために9月10日までに提出された事業報告書を収集し、とりまとめを行った。

※令和4年7月15日付け基発0715第1号通達。

## 【実施状況等について】

作業対象作業場（※1）		選定実施事業場数（※2）	延単位作業場所（※2）	延単位作業場の管理区分（※2）		
				第一管理区分	第二管理区分	第三管理区分
鉱物性粉じん・石綿（1号）	石綿	190	558	490	29	39
	石綿以外	16,214	80,438	72,173	4,083	4,182
放射性物質（2号）		792	11,254			
特定化学物質（金属類を除く）（3号）		38,167 (41)	172,247 (56)	165,674 (45)	4,033 (0)	2,540 (11)
金属類（4号）	鉛	1,148 (2)	3,265 (2)	2,841 (0)	162 (1)	262 (1)
	鉛以外	6,377 (10)	36,204 (30)	33,680 (17)	1,257 (2)	1,267 (11)
有機溶剤（5号）		33,581 (14)	218,574 (31)	208,165 (16)	6,833 (7)	3,576 (8)
騒音（※3）		6,963	47,685	21,544	13,230	12,911
事務所（事務所則第7条）		716	21,146			

※1：作業対象作業場は作業環境測定法施行規則別表に規定されている各号に基づき記載。

※2：上記表中の括弧内の数字はC・D測定の件数。

※3：騒音傷害防止のためのガイドライン別表1、別表2の作業場による騒音。